

## 守口市シンボルキャラクターデザイン使用手続要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、守口市シンボルキャラクターのデザイン（以下「デザイン」という。）の使用の手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(デザインに関する権利)

第2条 デザインに関する一切の権利は、本市に帰属するものとする。

2 市長は、無断でデザインを使用している者又は使用しようとしている者に対し、使用の停止及びデザインを用いて作成された物品等の回収を求める等の措置を講ずるものとする。

(デザインの使用)

第3条 デザインを使用しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 市が事業のために使用する場合
- (2) 国、地方公共団体及びそれに準ずる機関が広報及びそれに準ずる業務の目的で使用する場合
- (3) 報道機関が報道又は広報の目的で使用する場合
- (4) その他市長が適当と認めた場合

(使用承認申請)

第4条 デザインを使用しようとする者は、守口市シンボルキャラクターデザイン使用承認申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 営利を目的としてデザインを使用しようとする者は、申請書に次に掲げる書類等を添えて提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) デザインを使用した製作物等を作製するときは、その見本
- (3) 団体にあつては、定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(使用承認)

第5条 市長は、申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当するときを除き、デザインの使用を承認するものとする。

- (1) 本市の信用又は品位の失墜に至るおそれがあるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (3) 政治、思想、宗教等に関する活動に利用されるおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人又は団体を市が公認しているような誤解を与え、又は売名に利用されるおそれがあるとき。

- (5) 不当な利益を得るために使用すると認められるとき。
- (6) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (7) その他承認することが不相当と認められるとき。

2 市長は、前項の規定によりデザインの使用を承認したときは、守口市シンボルキャラクターデザイン使用承認通知書により通知するものとする。

(使用上の遵守事項)

第6条 デザインの使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用の承認を受けた目的及び用途にのみ使用し、市長が指示する使用の条件に従うこと。
- (2) 定められた色、形状等を正しく使用すること。
- (3) 守口市シンボルキャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。
- (4) 使用者は、この承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) デザインを自己のものとして、商標又は意匠に使用しないこと。
- (6) 守口市シンボルキャラクターであることを明示すること。
- (7) デザインを事業、商品等に用いる場合に当たっては、本市が当該事業、商品等の品質を保証するかのような誤解を第三者に与えないよう配慮すること。

2 市長は、使用者が前項の規定に従わないときは、必要な改善を求め、又はその使用を中止させることができる。

(使用承認の変更)

第7条 使用者が、使用の承認の内容について変更しようとするときは、あらかじめ守口市シンボルキャラクターデザイン使用承認変更申請書を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更を承認したときは、守口市シンボルキャラクターデザイン使用変更承認通知書により通知するものとする。

3 使用者は、変更の承認後においても、前条第1項の規定を遵守しなければならない。

(使用承認の取消し)

第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用の承認を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により使用の承認を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により使用の承認を取り消したときは、使用者に対し、

守口市シンボルキャラクターデザイン使用承認取消通知書により通知するものとする。

3 第1項の規定により使用の承認を取り消された者は、当該取消しの通知があった日以後、当該承認に係わる物品等を使用してはならない。

4 市長は、承認を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、デザイン主管部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月17日から施行する。